

千歳川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項(配布)

本募集要項は、応募者で積込・運搬を実施して頂く際の要項になります。

令和7年7月29日

札幌開発建設部 千歳川河川事務所

千歳川では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などを行うことができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認のうえ「応募様式-配布」に必要事項を記入のうえ期日までに応募してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、別紙「応募様式-配布」に必要事項を記入し、8月12日(火)迄に郵送、FAX又はEメール(PDF形式)にて以下の宛先まで応募してください。

応 募 先

郵 送：〒066-0026 千歳市住吉1丁目1-1

札幌開発建設部 千歳川河川事務所 公募型樹木採取担当 宛

F A X：0123-42-2511

Eメール：hkd-sp-titosekawakoubosinsei-811@gxb.mlit.go.jp

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当するとし、指名停止等を受けている者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3. 樹木等採取の概要

イ) 配 布 期 間: 令和7年 9月3日(水) ～ 令和7年11月7日(金)

ロ) 配 布 予 定 場 所:

南幌町南18線西23地先(旧夕張川 右岸 KP0.2～0.6付近)

※詳細な採取予定場所については、別紙1参照

ハ) 採 取 可 能 量: 約1,700 m³

うち、①根:約250m³、②幹:約200m³、③枝:1,250 m³

幹、枝については長さ2.5m～3.5m

ニ) 主 な 樹 種: ヤナギ類が主体

ホ) 採 取 方 法: 積込・運搬を応募者に実施していただきます

4. 樹木等採取者の選定方法

応募の中から、応募内容を総合的に判断し、試行に参加される方を選定いたします。また、選定された方には、別途必要書類に必要事項を記載していただきます。

選定結果につきましては、当選者に郵送又はEメールで通知いたします。

なお、選定結果内容につきましては、お答えいたしません。

5. その他

イ) 応募様式への記載内容(応募資格や積込・運搬方法)などを確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。

ロ) 試行への参加者として選定された場合には、作業工程等について千歳川河川事務所と事前に協議したうえで、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、千歳川河川事務所の担当者より連絡いたします。

ハ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。

ニ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。なお、上記について発生した場合は以下の問い合わせ先に記載している電話番号まで速やかにご連絡をお願いいたします。

ホ) 樹木を採取するに当たって、周辺の河川環境に影響を与えないこと、伐開した樹木の搬出時には道路交通法等関係法令を遵守するとともに、周辺住民に迷惑をかけることのないようご配慮をお願いいたします。

ヘ) 本試行に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

札幌開発建設部 千歳川河川事務所 公募型樹木採取担当 宛

電 話 : 0123-24-9479 (内線番号 : 246)

F A X : 0123-42-2511

E メール : hkd-sp-titosekawakoubosinsei-81l@gxb.mlit.go.jp